

医療機関の事業主・労務管理担当者の皆様へ

平成 27 年度「医療労務管理相談コーナー事業」について

宮城労働局では、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対する労務管理全般にわたる支援を目的とした「医療労務管理相談コーナー事業」（以下、「事業」といいます。）を実施しています。

1 事業の概要

この事業は、宮城労働局が宮城県社会保険労務士会に委託して実施しています。

宮城県社会保険労務士会では、「宮城医療労務管理相談コーナー」を設置し、労務管理について専門的な知識を有する「医療労務管理アドバイザー」（社会保険労務士）が、医療機関の「勤務環境改善マネジメントシステム」の導入等個別支援業務、労働時間・休日制度等に関する相談対応業務等を無料で実施しています。

2 宮城医療労務管理相談コーナーについて

開設期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

開設時間：9 時から 17 時まで（土・日・祝日、8 月 13 日から 8 月 15 日まで、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

開設場所：宮城県社会保険労務士会内 仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4 階

電話番号：022-223-0573

企業の相談内容に関する秘密は守られます。

医療機関の事業主及び労務管理担当者の皆様は、ぜひ、お気軽にご相談ください。

厚生労働省の HP は[こちら](#)

宮城県社会保険労務士会の HP は[こちら](#)

宮城労働局労働基準部監督課